

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和元年 5月 9日 10時00分
2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 4号 農用地利用集積計画作成申出書に対する意見の決定について

議案第 5号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 6号 空き屋に付随した農地の指定について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員 総数 12名

出 席 10名

欠 席 2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	欠
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畠中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	出	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	欠	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸

係長 湯越 恵子

小木戸 幸江

開会の宣言

事務局 只今から令和元年5月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は10番我毛真一委員と、11番竹中博藤委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件でございます。5件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から5を、議案書をもとに朗読」全5件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

10番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人 [REDACTED] は中津市に在住で、農地の管理が出来ないため譲受人 [REDACTED] に贈与するものです。場所は三毛門駅より西に500mの農地で、その周辺を [REDACTED] が現在耕作しています。特に問題も無いもなく、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

10番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2について、譲渡人 [REDACTED] は現在八屋に在住で、申請地は空き家に付随した農地の指定承認を平成30年11月に受けました。今回譲受人 [REDACTED] が空き家とともに農地を購入し、家庭菜園をすることです。誓約書も添付されており特に問題も無いものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

3番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、譲渡人 [] は千葉県に在住で、農地の管理が出来ないため以前より耕作依頼していた譲受人の [] に売買するものです。 [] は購入後夫婦で管理していくようです。

場所は佐井川に近い広瀬の集落に接続した農地です。特に問題も無いもなく、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

3番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、譲渡人 [] は鹿児島県に在住で耕作管理が出来ないので、譲受人の [] に売買するものです。場所は久路土の集落墓地の北東の農地と石清水八幡宮よ北東の農地では場整備田であります。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

9番委員発言 通り番5について説明いたします。

通り番5について、場所は豊前インターに隣接する農地です。譲渡人 [] は高齢で耕作管理が出来ないため、譲受人 [] 氏に売買するものです。 [] の自宅は申請農地の横で今後管理をしていくことですので特に問題はないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から5について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。

「議案第2号、許可申請の通り番1から3を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 許可申請の通り番1と2について説明いたします。

通り番1と2について、譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] ■が購入し、太陽光発電設備を設置するものです。現在 [REDACTED] は施設に入所していて管理が出来ないとのことです。通り番1の場所は向陽荘養護老人ホームの南側の農地です。周辺は住宅地と山であり生産性の低い第2農地であり特に問題ないと思われます。

通り番2について、場所は通り番1より少し北側の農地で駅から500m以内の農地で、第2種農地になります。特に問題も無く間違ひありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1と2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

8番委員 事務局に質問します。通り番1と通り番2は同じ案件ですが、別々に議案としてあがっているのは何故ですか。

局長 説明致します。この案件は売電契約が別々であり、当初は一緒に上がってきましたが県より議案を二つに分けるように指示がありました。

8番委員 わかりました。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

10番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。

通り番3について、譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] ■が購入し自己住宅を建設するものです。場所は千束中学校より西側の農地であります。都市計画用途地域であり、特に問題はないものと思われます。違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号については原案どおり可決することにいたします。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転の関係になります。地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案どおり可決することにいたします。

議長 議案第4号 農用地利用集積計画作成申出書に対する意見の決定について、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第4号について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決いたします。

議長 議案第5号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明交付申請は1件でございます。
「議案第5号、非農地証明交付申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第5号について事務局の朗読と説明が終わりました。事務局

の説明及び意見をお願いいたします。

通り番1

9番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は挾間の [] です。5月7日の地区審査会終了後に事務局、久保田委員、私で現地を確認に行きました。

申請地は昭和47年に転用許可を受けたのち、[] として整備をしましたが、現在まで地目変更をしていませんでした。今回福岡県農林水産部水産振興課から地目変更をするよう指導があったものです。宜しくご審議お願いします。

議長 議案第5号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は非農地として判断しておりますが、その他委員の意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第5号非農地証明交付申請の承認について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決いたします。

議長 議案第6号 空き家に付随した農地の指定についてですが、地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案6号の空き家に付随した農地の指定については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第6号については原案とおり可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって5月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言

10時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和元年 5月 16 日

議長

松本亮己



10番委員

牧毛真一



11番委員

竹中博志



卷本

卷之三

竹中